

公認審判更新ハガキが届いた方へ

登録料と審判更新料とは・・・

・登録料とは日本バドミントン協会(以下日バ)・長崎県バドミントン協会(以下県協会)・各郡市協会及び各連盟が会員から会費(登録料)を集めて運営費にあてているお金です。

・所属している期間内は必ず会員費を納めてください。

※県協会では個人での登録を廃止したので、所属の連盟またはお住いの郡市協会に登録をお願いします。(令和4年度の県理事会にて)

・審判更新料は、1級審判員は5年、2・3級審判員は3年毎の審判資格の更新に必要な手数料のことです。

登録料と審判更新料の一括管理とは・・・

・令和元年までは、手帳更新年の登録料と更新料を支払えば更新できていましたが、令和2年に日バが、登録料と審判更新料を同じシステム内で一括管理するようになり、更新期間内(全額)の登録料を納めないと更新できなくなったのと、更新年度の前年度に更新料を完了するよう変更になりました。

・審判更新期間内に日バの登録料の支払いを忘れるとシステム上、日バ会員でなくなるため、審判資格が失効します。今後も、審判更新を希望される方は毎年登録料の支払いをお願いします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録料	日バ (1,000円)	日バ (1,000円)	日バ (1,000円)	日バ (1,000円)	日バ (1,000円)	日バ (1,000円)
	県 (700円)	県 (700円)	県 (700円)	県 (700円)	県 (700円)	県 (700円)
	各郡市・連盟 (〇〇〇円)	各郡市・連盟 (〇〇〇円)	各郡市・連盟 (〇〇〇円)	各郡市・連盟 (〇〇〇円)	各郡市・連盟 (〇〇〇円)	各郡市・連盟 (〇〇〇円)
更新料		2級更新料 (8,750円) 3級更新料 (6,000円)			2級更新料 (8,750円) 3級更新料 (6,000円)	
	1級更新料 (17,000円)					1級更新料 (17,000円)

・令和5年度に更新ハガキが届いた方は、令和2年度の登録料は支払っているはずですので、令和3・4・5年度の日バ・長崎県バドミントン協会・各郡市協会及び各連盟の登録料(会費)を完納したのちに、各郡市協会審判部で更新料の手続きを行ってください。

・審判更新料については、所属している(登録料を支払った)各郡市・連盟にお尋ねください。

ポイント還元について

・ポイントとは、長崎県協会が審判員さんに審判協力依頼をする大会(国体予戦等)で審判手帳に審判長印のあるものを、1日につき1,000円を次回更新料から補助するようにしています。

※各郡市の中体連の予選等の審判はポイント対象外です。

・ポイント還元を希望される方は更新申請書に更新期間内の審判手帳のコピーを必ず添付してください。(過去の手帳のポイントは無効とします)

※ポイントが更新料を上回っても事務手数料500円は必ず必要です。